水道とくらし

No.42
2026

編集・発行 蕨市水道部　蕨市中央2−10−6　TEL 048（431）3507

古い水道管を地震に強く更新

耐震化への取り組み

蕨市水道部では、地震に備えて積極的に耐震化に取り組んでいます。

特に災害時に重要な拠点となる病院、避難所、防災拠点などへ配水を行う重要施設配水管路の耐震適合率については、令和5年度末時点で92.8％（令和6年度末時点で95.0％）となっており、全国平均の39％を大きく上回っています。

大地震の際に、断水被害を最小限にとどめるため、引き続き耐震化に取り組んでまいります。

画像提供：日本ダクタイル鉄管協会

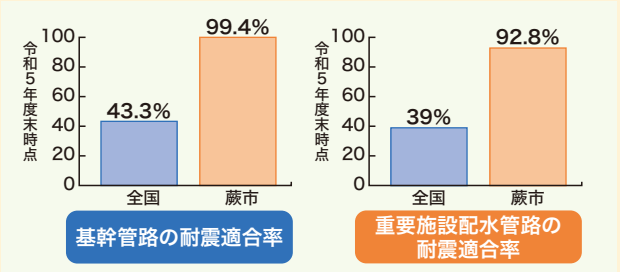

継ぎ手が抜けない理由

通常時

管aの突起の両側に隙間があり、管aが左右にスライドできるようになっている。

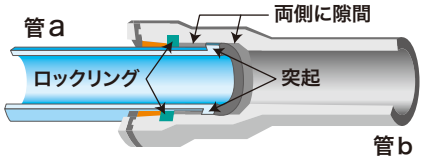

地震発生時

管aの突起がロックリングに引っかかるため、地震で矢印の方向に引っ張られても管aは抜けない。

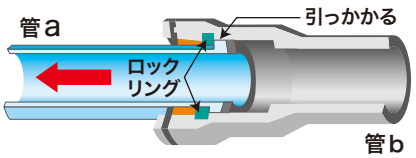

水道料金・水道利用分担金を改定します

将来にわたり、安全・安心な水道水を安定してお届けするため、水道料金と水道利用分担金を改定いたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、水道料金と併せてお支払いいただいております下水道使用料の改定はありません。

水道料金等改定の背景

当市の水道料金は、数々の経営努力により、平成14年4月の改定以来24年間据え置いてきました。しかしながら、令和8年4月に水道水の約65％を占める埼玉県水道用水(県水)が21.0％値上げされることなどから、このたび財政計画を見直した結果、令和7年度以降、毎年度赤字が発生し、令和9年度には資金残高がマイナスになる見込みとなりました。このことから、水道事業の継続的な運営のため、やむを得ず料金改定を行うこととなりましたが、物価高騰下における市民生活への影響を考慮し、最小限の改定率に留めております。

また、水道利用分担金につきましても県内平均を目安に改定いたします。

料金改定前後の比較

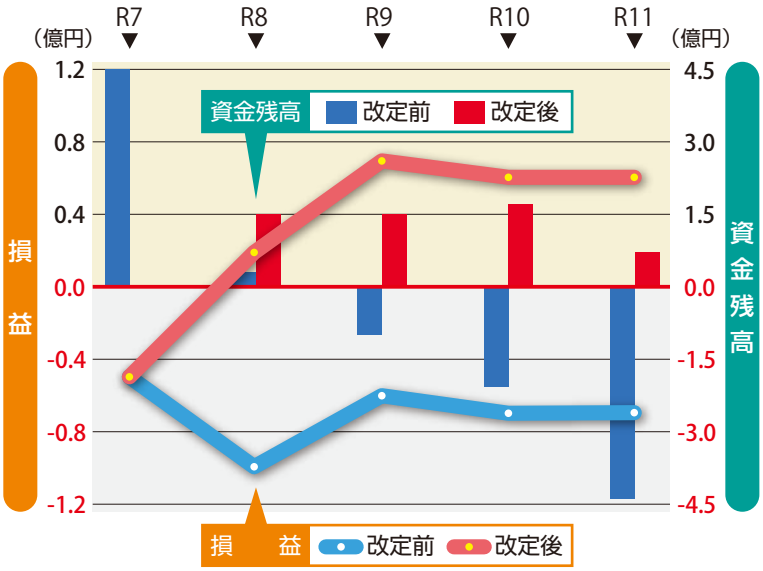

水道料金改定の概要

改定内容

改定日　令和８年４月１日

改定率　平均改定率 9.59%

※平均改定率は全体の改定率で個別の改定率はご使用の用途・水量によって異なります。

水道料金表

水道料金計算方法　＝｛(基本料金＋従量料金)×2か月｝×1.10 (消費税等10%)

❶基本料金

(消費税等除く)

用途	基本料金 (1か月につき水量10㎥まで)		
	新料金	旧料金	改定額
家事用	990円	900円	90円
営業用	1,100円	1,000円	100円
公共施設等用	1,400円	1,250円	150円

❷従量料金

（消費税等除く）

用　途	超過料金（1㎥につき）			
	水量	新料金	旧料金	改定額
家　事　用	10㎥超 ～ 20㎥までの分	145円	135円	10円
	20㎥超 ～ 30㎥までの分	170円	155円	15円
	30㎥超 ～ 50㎥までの分	220円	200円	20円
	50㎥超 ～ 70㎥までの分	240円	220円	20円
	70㎥超える分	300円	270円	30円
営　業　用	10㎥超 ～ 20㎥までの分	190円	175円	15円
	20㎥超 ～ 40㎥までの分	220円	200円	20円
	40㎥超 ～ 70㎥までの分	250円	230円	20円
	70㎥超 ～100㎥までの分	330円	300円	30円
	100㎥超える分	360円	330円	30円
公共施設等用	10㎥超 ～ 40㎥までの分	240円	220円	20円
	40㎥超 ～ 70㎥までの分	260円	240円	20円
	70㎥超 ～100㎥までの分	300円	270円	30円
	100㎥超える分	360円	330円	30円

※公衆浴場用の料金改定はありません。

料金適用時期

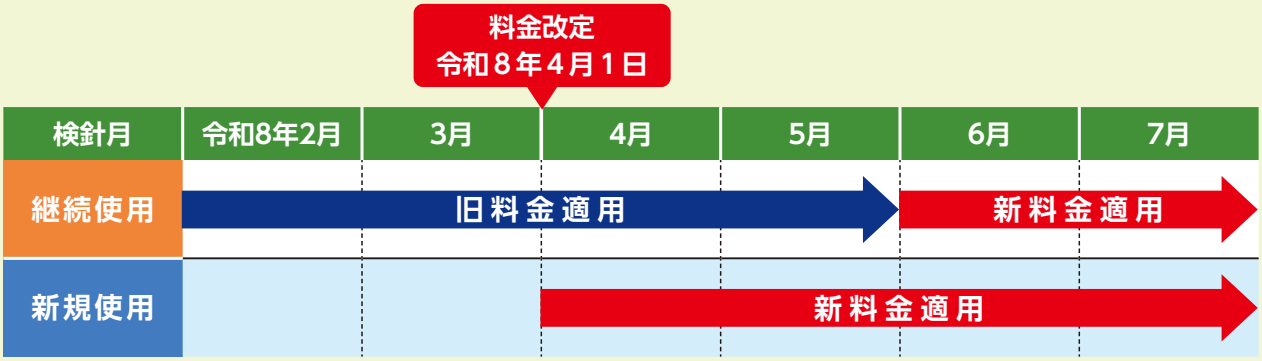

※経過措置として、継続使用者については、料金改定後の最初の検針まで旧料金を適用します。
※検針月は、南町・中央地区が偶数月、塚越・北町・錦町地区が奇数月になります。
※継続使用者とは、令和8年3月31日までに水道使用を開始した方になります。

改定後の水道料金モデルケース（家事用・２か月分）

家事用における平均的な世帯使用水量から2か月分の水道料金を算出（消費税等含む）

世帯人員	単身	2人	3人
使用水量	20㎥	30㎥	40㎥
改　定　前	1,980円	3,465円	4,950円
改　定　後	**2,178円**	**3,773円**	**5,368円**
差　　額	**198円**	**308円**	**418円**

水道利用分担金改定の概要

令和８年７月１日より、給水装置工事申請をした者に対する**水道利用分担金が下表のとおり改定**されます。

（消費税等除く）

メーター口径	13㎜	20㎜	25㎜	40㎜	50㎜	75㎜	100㎜
改　定　前	100,000円	180,000円	500,000円	1,200,000円	2,000,000円	6,000,000円	12,000,000円
改　定　後	140,000円	230,000円	490,000円	1,590,000円	2,700,000円	7,050,000円	13,470,000円

新旧分担金適用例（ケース別）

	令和8年6月	7月（分担金改定 7月１日）	8月	9月	10月	11月	12月（宅内竣工検査合格 令和８年以内）	令和9年1月
旧分担金 ※ケース①	申請						宅内竣工検査	
新分担金 ※ケース②		申請					宅内竣工検査	
新分担金 ※ケース③	申請							宅内竣工検査

※ケース① 工事申請が7月1日より前かつ宅内竣工検査合格が令和8年以内の場合：旧分担金

※ケース② 工事申請が7月1日以降の場合：新分担金

※ケース③ 工事申請が7月1日より前で宅内竣工検査合格が令和9年1月以降の場合：新分担金

貯水槽水道（受水槽）の管理は設置者の責任です

令和２年の水道法改正により、すべての受水槽について、管理責任の所在が明確となりました。貯水槽水道（受水槽）は設置者の責任においてしっかりと管理をしてください。

貯水槽の清掃

清掃は年に１回以上、定期的に行ってください。また、専門的な知識・技能が必要なため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。

定期検査の受検

水道法により貯水槽容量が 10m^3 を超えるものは国土交通大臣登録検査機関(注1)の検査を年１回以上受けなければなりません（詳細は蕨市安全安心課生活環境係 048(443)3706 にお問い合わせください）。

（注１）国土交通大臣登録検査機関のホームページはこちら▶

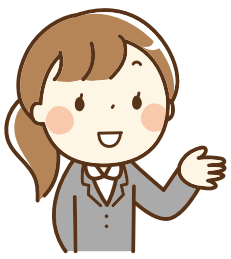

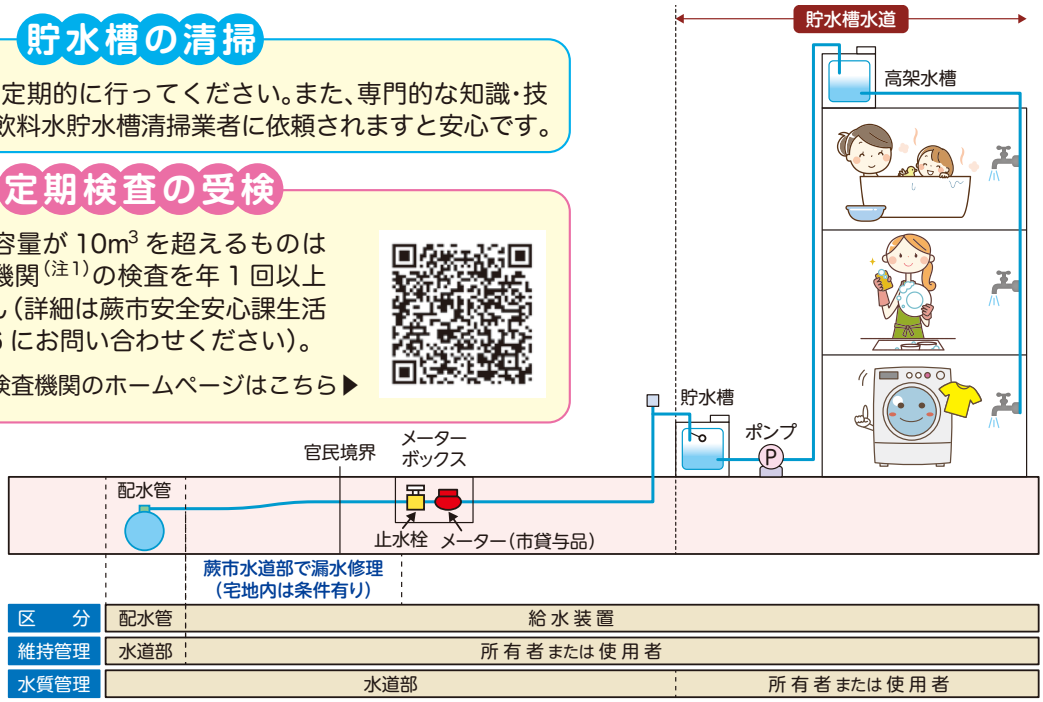

水道水の安全性について

令和７年８月水道水水質検査結果

蕨市の水道水源の約３分の２は埼玉県企業局から購入(受水)している「県水」で、約３分の１が市内９か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射性物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあり、厳しい検査が行われており、蕨市においても３ヶ月に１回検査をしています。下表は、水道法に基づいて８月に実施した水質検査の結果です。北町５丁目と塚越７丁目で検査したうち、数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の基準値を大きく下回っており、安全な水質となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

	No.	水質検査項目	水質基準値	結　果
人の健康に関する31項目	1	一般細菌	100個/mL 以下	0
	2	大腸菌	検出されないこと	不検出
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	<0.002
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	2.79
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	0.09
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.03
	14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<0.005
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.001
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.001
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001
	20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001
	21	塩素酸	0.6mg/L 以下	<0.06
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002
	23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.007
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.003
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.006
	26	臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.021
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.007
	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.001
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.005

	No.	水質検査項目	水質基準値	結　果
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある20項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	0.011
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	0.02
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	14.4
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	0.001
	38	塩化物イオン	200mg/L 以下	19.4
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	78
	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	174
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02
	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001
	43	２－メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.005
	45	フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	0.4
	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6
	48	味	異常でないこと	異常なし
	49	臭気	異常でないこと	異常なし
	50	色度	５度以下	＜0.5
	51	濁度	２度以下	＜0.1
他項目		残留塩素	0.1mg/L以上	0.40

備考　1. 記号「<」は、「未満」を表しています。

・土壌汚染による水道水への影響について

令和7年度に一部地域において土壌汚染が確認されましたが、蕨市の井戸は地下200mを越える深さから汲み上げる深井戸ですので、地表部の汚染の影響を直接受けることはなく、水質検査の結果も全て基準値以下であるため安全なお水として皆様にお届けしております。

・地下水の水質検査結果について

蕨市の地下水(原水)の水質試験結果は、39項目のうちほとんどの項目で水道水の水質基準値の1割程度であり、良好な水質であることを示しています。

・PFAS（有機フッ素化合物）について

国では暫定目標値としてPFASのうち、代表的なPFOSとPFOAの合算値を50ng/L以下と定めております。蕨市では市内２箇所で水道水の検査を実施しており、**令和7年度の結果としては2箇所とも2ng/L未満**となっていますので安心してご利用できる水道水となっております。(1ng/Lは1Lあたり1億分の1gを示す)

・検査結果及び検査計画は、下記の水道部ホームページよりご確認ください。

お問い合わせ先：水道部 維持管理課　048(432)2217

浄水の水質検査結果はこちら

原水の水質検査結果はこちら

PFOS・PFOAの水質検査結果はこちら

水質検査計画はこちら

鉛製給水管取替工事助成金の増額期間終了間近!!

鉛製給水管の更なる解消を図るため、令和2年4月から令和8年3月の受付分まで助成金を増額していますが、**令和8年3月31日をもって増額期間が終了**します。

令和8年4月の受付分からは従来の助成金額に戻りますが、助成金制度は継続されます。

令和２年４月１日から令和８年３月31日までの助成金額

- 対象工事に係る費用の**4分の3**に相当する額を助成
  但し、助成金額の上限は**45,000円**
  ※千円未満の端数は切り捨て、消費税及び地方消費税は対象外

令和８年４月１日以降の助成金額

- 対象工事に係る費用の**2分の1**に相当する額を助成
  但し、助成金額の上限は**25,000円**
  ※千円未満の端数は切り捨て、消費税及び地方消費税は対象外

助成対象者

- 蕨市内に鉛製給水管を使用した建築物を所有
- 水道料金を完納している方

※注意（建築物の新増築に伴う工事は対象外）

工事内容や費用については、蕨市指定給水装置工事事業者にご相談ください。

指定店一覧はこちら▶

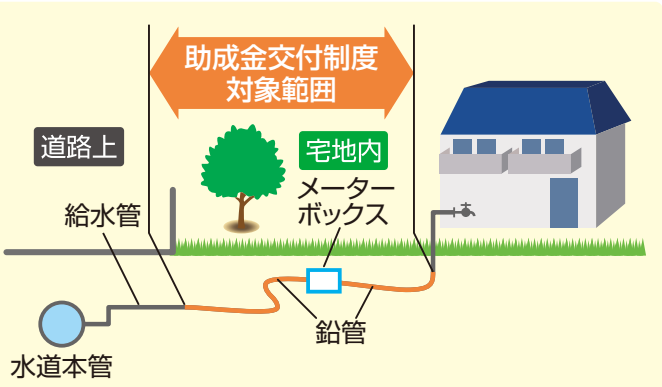

水道使用開始・中止手続きをされる方へ

❶ 引っ越してきて水道をご使用になるとき 使用開始
使用を開始するときは「開始する日・住所・使用する方のお名前・電話番号・支払方法（口座振替または納付書によるお支払い）」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。

❷ 市外へ引っ越しをされるとき 使用中止
使用を中止するときは「中止する日・使用者名・転出先住所・料金精算方法」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。
また、精算方法は現地での現金精算・口座振替（口座振替ご契約中の方のみ）・納入通知書によるお支払いがございます。

❸ 市内で住所が変わるとき 使用中止と使用開始
市内での住所変更（転居）は、前住所の使用中止と新住所の開始の両方の手続きが必要です。
あらかじめご連絡ください。

❶〜❸の手続き方法
上記の届出は水道部窓口での受付、お電話でお手続きができます。
また、電子申請によるお手続きもできますのでご利用ください。

手続きはこちらから

業務課　電話番号　048（432）5329

蕨市 電子申請・届出サービス ▶

お問い合わせ

- 水道料金に関すること

業　務　課　048(432)5329

- 漏水に関すること
- 水道工事、メーター交換に関すること
- 赤水や水質に関すること

維持管理課　048(432)2217

蕨 市 水 道 部
蕨市中央2−10−6
048(431)3507
suidou@city.warabi.saitama.jp

宅地内漏水の発見方法

❶宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
❷メーターボックスのふたを開け、メーター内のパイロットを見てください。
❸パイロットが回転していると、漏水の可能性があります。
※漏水の量によって、回転する速さが違います。

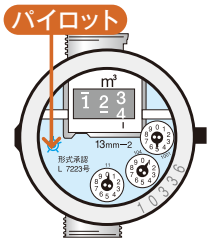

漏水が確認されたら

◆蕨市指定給水装置工事事業者に依頼し、修理してください。
費用は、お客様の負担となります。

◆蕨市指定給水装置工事事業者などで
ご不明な点がございましたら
維持管理課 048（432）2217にご相談ください。

指定店一覧はこちら▶